

中泊町農業委員会会議録

令和7年8月8日

中泊町農業委員会

令和 7 年 中 泊 町 農 業 委 員 会 8 月 定 例 総 会 議 事 録

1. 開催日時 令和 7 年 8 月 8 日（金） 13 時 30 分～

2. 開催場所 委員会室 1

3. 出席委員 （ 13 人 ）

会 長	15 番	松坂 龍美		
会長職務代理者	14 番	葛西 誠		
委 員	1 番	大川 勝仁	2 番	藤田 次男
	3 番	青山 邦榮	4 番	佐々木 清英
	5 番	澤田 健吾	6 番	瓜田 益子
	7 番	三上 孝	8 番	小野 美恵子
	9 番	外崎 満幸	10 番	松田 耕司
	11 番	佐藤 正樹	12 番	工藤 正太
	13 番	木村 巧		

4. 欠席委員 （ 2 人 ）

委 員	10 番	松田 耕司	11 番	佐藤 正樹
委 員				

5. 議事日程

第 1 会期の決定について

第 2 議事録署名委員の指名について

第 3 【報告】

報告第 13 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

【議案】

議案第 12 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第 13 号 中泊町農用地利用集積等促進計画（案）について

第 4 協議事項

1) 業務予定

2) その他

6. 農業委員会事務局職員

局 長 古 川 優

次 長 荒 関 真 治

総括主幹 古 川 幹 人

主 事 古 川 安梨紗

7. 会議の概要

事務局
(局長)

ただいまから、令和7年中泊町農業委員会8月定例総会を開会いたします。
本日の出席委員数は13名です。定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、中泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行を松坂会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎日程第1 会期の決定について

議長
(会長)

はじめに、日程第1の会期の決定について、お諮りいたします。
会期は本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

ご異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定いたします。

◎日程第2 議事録署名委員の指名について

議長
(会長)

次に、日程第2の議事録署名委員、および、会議書記の指名を行います。
中泊町農業委員会会議規則第16条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議事録署名委員は、12番工藤委員、13番木村委員にお願いいたします。

なお、本日の会議の書記には、事務局職員の荒関次長、古川総括主幹を指名いたします。
以上で日程第2を終わります。

◎日程第3 報告・議案について

議長
(会長)

次に、日程第3の報告について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第13号

事務局
古川(幹)

3ページをご覧ください。
報告第13号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」農地法第3条の3第1項の規定による届出（農地の相続等の届出）について、別紙のとおり報告する。令和7年8月8日提出 中泊町農業委員会会長。

7月の相続等の届出は2件ございました。詳しい内容につきましては、別紙をご覧ください。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第13号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

無いようですので、次に議案の審議に入ります。

◎議案第12号

議長
(会長)

議案第12号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局
荒関

6ページをご覧ください。議案第12号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和7年8月8日提出 中泊町農業委員会会長。

議長
(会長)

それでは、議案第12号について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

澤田委員

議席5番、澤田です。それでは報告いたします。去る8月1日、私と事務局職員とで現地調査を行いました。本議案の農地法第3条申請は、所有権移転が3件、利用権設定が1件でございます。いずれも調査した結果、耕作目的の申請であり農地法第3条第2項各号には該当しない権利取得と認められます。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。それでは、事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事務局
荒関

7ページをご覧ください。
受付番号20番は、宮野沢地内の畑2筆、面積は1,746㎡、田茂木字若宮の田1筆、面積は2,922㎡で親子間の贈与です。譲受人は、譲渡人同様に農作物を栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われます。

受付番号21番は、深郷田字甘木の畑1筆、面積は1,198㎡の売買です。譲受人はそ菜を栽培するとのことでした。また、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われます。

受付番号22番は、今泉字神山の田1筆、面積は76㎡の売買です。譲受人はそ菜を栽培するとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないものと思われます。

8ページをご覧ください。
受付番号23番は新規の設定で、設定する農地は田茂木字望月の田4筆、面積は18,780㎡の賃貸借です。期間は10年で土地改良費は地主負担、水利費は借主負担。賃借料は10a当たり米3俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

以上、受付番号20番から23番については、別紙の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第12号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議案第12号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第13号

議長
(会長)

次に、議案第13号「中泊町農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題とします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局
古川(安)

11ページをご覧ください。
議案第13号「中泊町農用地利用集積等促進計画(案)について」農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により中泊町に対し、中泊町農用地利用集積等促進計画(案)について意見を求める。令和7年8月8日提出 中泊町農業委員会会長。

(農地中間管理事業の利用権設定)

13ページをご覧ください。

今月の利用権設定(案)は、受付番号18番の新規の設定1件となっております。

受付番号18番は新規の設定で、設定する農地は田茂木地内の田9筆、面積は32,285㎡の賃貸借です。期間は15年で水利費は借主負担。賃借料は10aあたり25,000円。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第13号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議案第13号は原案のとおり決定いたします。

◎報告・協議事項

議長
(会長)

議事については以上で終了いたしました。次に報告・協議事項について事務局より説明して下さい。

事務局
(荒関)

それでは、報告・協議事項について事務局よりご説明申し上げます。

1) 業務予定

2) その他

(資料に基づいて、内容説明)

議長
(会長)

以上で、本日の報告事項及び議案の審議並びに協議事項はすべて終了いたしました。それでは、これをもって、令和7年中泊町農業委員会8月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

上記、顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年8月8日

(松坂 龍美)

農業委員会
会長

松坂 龍美

(工藤 正太)

署名委員

工藤 正太

(木村 巧)

署名委員

木村 巧